生 活 支 援 サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書

１．生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業者の名称	フリガナ　ユウゲンガイシャヴィベル		
	有限会社ヴィベル		
事業者の所在地	〒　373-0827		
	群馬県　群馬県太田市高林南町697番地3		
事業者の連絡先	電話番号	0276-30-5251	
	ＦＡＸ番号	0276-30-5253	
	ホームページアドレス	https://azisaicc.co.jp	
事業者の代表者名	鈴木啓子		

２．住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
事業主体の名称	フリガナ　ユウゲンガイシャヴィベル			
	有限会社ヴィベル			
事業主体の主たる事務所の所在地	〒　373-0827			
	群馬県　群馬県太田市高林南町697番地3			
事業主体の連絡先	電話番号	0276-30-5251		
	ＦＡＸ番号	0276-30-5253		
	ホームページアドレス	有	http://www.azisaicc.com	
		無		
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	鈴木啓子		
	職名	代表取締役		
事業主体が行っている主な事業等	訪問介護事業　通所介護事業　居宅介護支援事業　介護タクシー　高齢者向け住宅事業			

３．住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
住宅の名称	フリガナ　ヴィベルオオタオオシマチョウ		
	ヴィベル太田大島町		
住宅の所在地	〒373-0055		
	群馬県　太田市大島町123		
住宅の連絡先	電話番号	0276-33-8777	
	ＦＡＸ番号	0276-33-7776	
	ホームページアドレス	https://azisaicc.co.jp	
住宅の管理者名	石塚ローダ		
住宅の開設年月日	2018/10/1		
居住の契約方式	普通賃貸借契約		

４．生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	16,000円 ／月額	・毎日、午前7時頃に各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。 ・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。 ※提供者：有限会社ヴィベル
生活相談		・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。 ※提供者：有限会社ヴィベル
緊急時対応		【9時～18時】 ・日中は、各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコールを押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、住宅職員が駆けつけ必要な対応を行います。 【18時～9時】 ・夜間は、住宅職員がナースコールを受信し、必要に応じて、各住戸まで1分以内に駆けつけます。 ※提供者：有限会社ヴィベル

上記以外の生活支援サービス等
(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	54,000円 ／月	・食費は月単位での請求となります。 ・食費：月額54,000円（30日の場合）［朝・昼・夕食　各600円］ ・朝食は8：00～8：30まで、夕食は17：30～18：00まで。 ・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。 ・キャンセル、変更等は提供される日の前日12時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 ※提供者：有限会社アンクレジオン
緊急時付添	10,000円 ／１回	・緊急時医療機関への職員付添 ※提供者：有限会社ヴィベル
入院院時雑事等の引き受け	5,000円/回	・入院時の洗濯、雑事の引き受け。（交通費代は実費負担） ※提供者：有限会社ヴィベル
外来受付代行	5,000円/回	・ ※提供者：有限会社ヴィベル

５．生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員

サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	資格・委託先等
生活支援サービススタッフ	1人	介護職員初任者研修課程の修了者・有限会社ヴィベル
介護スタッフ	1人	介護職員初任者研修課程の修了者・有限会社ヴィベル

夜間の職員体制	常駐の　（ 有 ・ 無 ）	1人	有限会社ヴィベル

６．月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	毎月15日頃に請求書を発行し、入居者様に送付します。（振込の場合の振り込み手数料はご本人負担となります。）
支払方法	
	毎月27日に支払請求分を口座引き落としの方法でお支払いただきます（生活支援サービス契約書第６条参照）。

７．生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況							
	窓口の名称	有限会社ヴィベル苦情受付窓口					
	電話番号	0276-30-5251					
	対応している時間	平日	9時	0分	～	18時	0分
		土曜	時	分	～	時	分
		日曜	時	分	～	時	分
		祝日	時	分	～	時	分
	定休日	土曜日曜祝日					
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応							
	具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。					

８．生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等		
	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について		
	浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。
	共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、予約表に記載下さい。

９．契約の解除内容等

入居者からの解約			
	入居者は事業者に対して、解約する３０日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。		
	契約解約時の連絡先	名称	有限会社ヴィベル
		電話番号	0276-30-5251
事業者からの解除			
	事業者は、生活支援サービス契約書第８条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を３か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合		

１０．損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
	(有)　・　無　　（　三井住友海上火災保険株式会社　）

説明年月日　　令和　　年　　月　　日

利用者様に対して、賃貸契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名　有限会社ヴィベル

所在地　群馬県太田市高林南町697番地3

代表者名　代表取締役　鈴木啓子

説明者名

私は上記事業者から、賃貸契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け、各書面を受領しました。

ご利用者

ご住所

利用者ご家族代表

ご住所